

## 吹田市公共交通新型コロナウイルス感染拡大防止対策補助金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、市内においてバス、タクシーを運行する事業者に対し、予算の範囲内において、吹田市公共交通新型コロナウイルス感染拡大防止対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、道路運送事業車両の車内において衛生的な環境を確保し、市民の日常生活に必要不可欠なバス、タクシーの運行継続と、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止との両立を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 市内に営業路線を有するバス事業者又は市内に事業所等を置くタクシー事業者  
（個人、介護タクシー含む）
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号から第4号までに規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でない者

### (補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号の経費とし、申請時点で支払いが完了しているものを対象とする。

- (1) 車内の消毒、除菌に要する物品の購入等に係る経費
- (2) 車内で使用する衛生用品（マスク、手指消毒用品）の購入に係る経費
- (3) 運転席と乗客の座席とを隔離する物品の購入及びその取付けに要した経費
- (4) その他感染拡大防止対策に資すると認められる経費

2 国、大阪府等による同様の補助金等の交付を受ける場合は、補助対象経費から同等の補助金等の額を除いた額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号を上限とし、前条に規定する補助対象経費のうち、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに支出した経費の全額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の範囲内において、市長が定める額とする。

(1) バス事業者が保有する路線バス車両（高速バスを除く。）のうち、令和3年4月1日時点において、市内を1日あたり運行する運行車両数（吹田市外にまたがる路線に供される車両については、車両数に対し総運行距離に占める吹田市内の運行距離の割合を乗じたもの）に1万円を乗じて得た額

(2) 市内に事業所等を置くタクシー事業者が令和3年4月1日時点において、その事業所等で保有する車両（旅客を運送している車両に限る。）数に1万円を乗じて得た額

2 補助金の交付は、同一事業者について1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、令和4年3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 経費の支出内容と支払い実績が確認できる書類

(2) 申請に係る車両すべての自動車車検証の写し

(3) 振込先金融機関の口座情報が確認できる書類

(4) バス事業者の営業所の所在地及び市内を1日あたり運行する車両数を確認できる書類又はタクシー事業者の事業所等の所在地及び保有する車両数を確認できる書類

(5) 一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業を行う者と証明する書類

2 申請に要した書類は返却しないものとする。

(交付の決定及び交付)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助対象者に補助金を交付するものとする。なお、交付の決定の通知は、当該補助対象者に対する補助金の入金をもって行うものとする。

2 市長は、前項の審査において交付が不相当であると認める場合は、補助金の不交付決定を行い、不交付決定通知書(様式第2号)により当該補助対象者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り又はその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第3条に規定する補助対象者に該当しないことが判明したとき。
- (3) その他この要領に違反したとき。

2 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付されているときは、期限を定め、その返還を命じることができる。

(調査等)

第9条 市長は、この要領の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、この要領に関する調査等を実施することとし、補助対象者はその調査等に応じなければならない。

(協力義務)

第10条 補助対象者は、次の各号に掲げる事項に関して市長から協力要請があった場合は、情報提供等に応じなければならない。

- (1) 補助対象者が、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号から第4号までに規定する暴力団員及び暴力団密接関係者に該当するかどうかについて調査する必要がある場合、大阪府警察に照会する際に必要な情報について提供すること。
- (2) その他市長が特に必要と認める事項

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、土木部長が定める。

附 則

- 1 この要領は、令和3年10月15日から施行する。
- 2 この要領は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条第1項の申請をした者については、同日以後も、なおその効力を有する。